

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第107号）

1 異議申立ての対象となった本件公文書（諮問案件第163号）
 犀川辰巳治水ダム建設事業第1号事件に関する石川県収用委員会の審理の記録

2 実施機関 石川県収用委員会（事務担当：土木部監理課）

3 異議申立て等の経緯

- (1) H22. 6. 15 公開請求
- (2) H22. 6. 28 一部公開決定
- (3) H22. 8. 31 異議申立て
- (4) H22. 9. 9 諮問
- (5) H23. 12. 2 答申

4 諮問に係る審査会の判断結果

一部公開とした決定は、妥当である。

異議申立てに係る非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	判断要旨
補償金額及び補償金額算定の根拠	条例第7条第2号 (個人情報)	非公開	<p>1 条例第7条第2号の規定について</p> <p>条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とし、非公開の例外として、ただし書イからハまでを挙げている。</p> <p>2 土地収用法に基づく審理の公開及び裁決申請書の縦覧と情報公開制度との関連について</p> <p>審理の公開は審理の公正を確保するために実施されるものであり、その限度を超えて個人に関する情報が一般に公開されるべきものであるとは認められず、条例の規定による公開請求に対する判断にあたっては、このような法の趣旨等とは別に、条例第7条各号の規定に基づいて判断すべきものである。</p> <p>また、裁決申請書の縦覧は、権利者の保護を図ることを目的に、法第42条第2項により一定期間実施されるものであり、限られた期間、方法においてのみ公にされるものであるので、裁決申請書の記載事項は、現在、何人も知りうる情報とはいえず、また、公にすることが予定されている情報ともいえない。</p> <p>このようなことから、法に基づき審理が公開で行われ、また、裁決申請書が縦覧されたとしても、このことのみをもって、その情報が条例第7条第2号ただし書イに該当するとはいえない。</p> <p>3 条例第7条第2号該当性について</p> <p>(1) 補償金額</p>

			<p>ア 収用の対象となった土地（以下「収用対象土地」という。）の単価及び土地代金</p> <p>この情報自体においては特定の個人を識別できないが、当該情報を公にすると、不動産登記簿等の公になっている情報と照合することにより収用対象土地の所有者を知ることができ、特定の個人に支払われる予定の、土地の買収に関する当該個人の具体的な収入が明らかとなることから、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるので、個人情報に該当する。</p> <p>収用対象土地は、不動産登記簿上の地目はいずれも山林及び原野であり、近傍に同様な現況の地価公示標準地がなく、本件審理に係る事業に関する買収以外の取引事例も稀であると思われる場所である。</p> <p>このようなことから、損失補償に係る収用対象土地の単価及び代金は、一般に知りうる情報とはいえない。</p> <p>また、このような買収価格に関する情報については、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、ただし書イに該当しない。</p> <p>イ 収用対象土地の立木の取得補償金額及び各人の補償金額集計額</p> <p>この情報自体においては特定の個人を識別できないが、特定個人の土地買収に伴う立木の損失補償に係る収入であり、これを公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるので、個人情報に該当する。</p> <p>特定の土地にある立木の数量等は、一般に知りうる情報とは考えられず、また、このような買収価格に関する情報については、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、ただし書イに該当しない。</p> <p>(2) 補償金額算定の根拠</p> <p>ア 土地評価に際しての標準地の所在、土地評価に際しての標準地の評価に用いた地価調査基準地の所在、土地評価に際しての標準地の評価に用いた取引事例地の所在及び土地単価との比較参考としての任意契約による買収地の所在</p> <p>これらの情報は不動産登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別できる情報である。</p> <p>標準地、取引事例地及び任意契約による買収地の所在については、一般に公開されるものではなく、地価調査基準地については、一般に知りうる情報ではないので、公にされ、又は、公にすることが予定されている情報とはいえず、仮にこれを公にすると、収用対象土地の補償金額が類推され、個人</p>
--	--	--	---

			<p>の所得及び財産状況が明らかになると考えられる、との実施機関の主張は否定できない。</p> <p>イ 土地評価に際しての標準地の価格</p> <p>この情報は、特定の個人を識別できる情報ではなく、また、直接に個人の収入等を表すものではないが、これを公にすると、評価の基礎として使用された取引事例における価格が推測され、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>また、当該情報は、公にされ、又は公にされることが予定されている情報とはいえ、ただし書イに該当しない。</p> <p>ウ 土地単価との比較参考としての任意契約による買収価格</p> <p>任意契約による買収地は、いずれも収用対象土地に隣接するもので、これを公にすると、特定個人の土地の買収に係る収入が明らかになり、当該情報自体からは特定の個人が識別できなくとも、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため、個人情報に該当する。</p> <p>また、当該情報は、公にされ、又は公にされることが予定されている情報とはいえ、ただし書イに該当しない。</p> <p>エ 収用対象土地の立木の比較参考としての伐採補償による補償金額</p> <p>立木の補償金額は個人情報に該当し、収用対象土地の立木について、一般にその数量等を推測できるものではなく、また、このような情報については、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、ただし書イに該当しない。</p> <p>オ 土地所有者が損失補償に関して発言した土地の単価及び土地代金</p> <p>土地所有者が意見陳述において、起業者から過去に提示を受けたとして述べた土地代金に関するものである。</p> <p>この情報自体からは直接特定の個人を識別できないが、これを公にすると、収用対象土地の補償価格が類推され、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため、個人情報に該当する。</p> <p>また、当該情報は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、ただし書イに該当しない。</p>
--	--	--	---

(別 紙)
答申第107号

答 申 書

平成23年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県収用委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき一部公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年6月15日に、犀川辰巳治水ダム建設事業第1号事件に関する石川県収用委員会の審理の記録（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応するものとして、別記に掲げる5件の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない部分及び公開しない理由を次のとおり付して、平成22年6月28日に異議申立人に通知した。

(1) 公開しない部分

- ア 事件の対象となる土地の所在（字及び地番）
- イ 補償金額及び補償金額算定の根拠
- ウ 土地所有者及び関係人並びに代理人等の事件に関する者の氏名

(2) 公開しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成22年8月31日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成22年9月10日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の一部取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分について、本件公文書に記載された処分の対象となった補償金額及び補償金額算定の根拠を非公開とした部分の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりであ

る。

(1) 実施機関は、本件処分に係る公文書一部公開決定通知書において、公開しない部分として次の3点を挙げ、その理由について「個人に関する情報であつて、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため」としている。

- ① 事件の対象となる土地の所在（字及び地番）
- ② 補償金額及び補償金額算定の根拠
- ③ 土地所有者及び関係人並びに代理人等の事件に関する者の氏名

異議申立人は、この3点を全て公開することが妥当ではないことは異論がない。また、②及び③の情報が公開されると直ちに特定個人の補償金額が判明し、①及び②の情報が公開される場合も、不動産登記簿から土地所有者を知ることができ、同様である。

(2) しかしながら、②の情報のみからは個人が特定され、その個人の権利利益が害されることはない。

実施機関は、異議申立人の公開実施時におけるこの指摘に対して、「②と他の情報がいまって個人の権利利益を害するおそれがある」との見解を述べたが、「他の情報」の具体的な説明を求めると、「そのような情報もありえると思われる」など曖昧な回答であった。

このようなことから、②の情報については、非公開とする理由はなく、②の情報に係る本件処分は、条例が保障する知る権利を侵す不当なものであり、この公開を求める。

(3) 実施機関は、理由説明書で、②の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報の例として、裁決申請書の記載事項を挙げているが、他の箇所でも、裁決申請書の縦覧等が法の規定により行われたとしても、そのことだけで、直ちに当該情報が条例第7条第2号のただし書イに該当するとはいえないと述べており、裁決申請書が「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」でないなら、その立論は成立しない。

(4) 実施機関は、理由説明書で、審理が法の規定により公開で開催されたとしても、そのことだけで、直ちに審理議事録に記載の情報が、条例第7条第2号のただし書イに該当するとはいえないと述べている。しかし、仮に一般論としてそうであったとしても、②の情報を公開できないということがこれに該当するという論拠は示されていない。

審理は公開で行われ、報道関係者も傍聴しており、たとえば新聞記事で議事録記載と同じ情報が報道されても仕方ないものである。

公開で行われた審理の議事録は、本来全面的に公開されるべきである。

(5) 実施機関は、理由説明書で、裁決申請書について、法におけるこれら縦覧等の手続は、権利者の保護を図るものであるから、条例第7条第2号のただし書イに該当しないとしているが、何を図っているか（目的）と何が予定されているかが混同されており、理由になっていない。裁決申請書が縦覧されれば、そこに記載されている情報は誰でも公にすることができるもので、本来、全面的に公開されるべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第3条では、「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない」と規定され、これを受けて条例第7条第2号

本文は、「個人に関する情報」は原則として非公開としており、同号ただし書で、その例外となる情報を規定している。

本件処分において非公開とした「①事件の対象となる土地の所在（字及び地番）」、「②補償金額及び補償金額算定の根拠」及び「③土地所有者及び関係人並びに代理人等の事件に関する者の氏名」は、いずれも条例第7条第2号に該当する。

(2) 上記②の情報は、個人が所有又は共有する土地及び立木に係る補償金額等に関する情報であって、個人の所得又は財産の状況等の情報であり、個人情報に該当する。

②の情報は、その情報の記述自体からは直接特定の個人を識別することはできないとしても、他の情報、例えば土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により縦覧された裁決申請書の記載事項と照合することにより、間接的に特定の個人を識別することができるものである。

(3) 条例第7条第2号ただし書イでは、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定される情報」は非公開情報から除かれるとされている。

収用委員会の審理は、法第62条により公開で行われたが、これは衆人環視の下に置くことで不正な審理が行われないようにすることを目的とするものである。

よって、審理が法の規定により公開で開催されたとしても、そのことだけで、直ちに審理の記録がただし書イに該当するとはいえない。

(4) また、法第40条第1項の規定に基づき、「損失補償の見積及びその内訳」を記載した書類が裁決申請書に添付され、法第42条第2項による縦覧等により一般の閲覧に供されているが、これは権利者の保護、例えば権利者への周知や法第43条に基づく意見書提出機会の付与など、を図るものであり、このことだけで、直ちに当該情報がただし書イに該当するとはいえない。

また、本件処分において非公開とした情報は、いずれもただし書ロ及びハに該当するとはいえない。

(5) 異議申立人は、①及び③の情報を非公開としたうえで、さらに②の情報まで非公開とする理由はないと主張しているが、②の情報は、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別できることとなる情報であり、仮に、特定の個人が識別できないとしても、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号本文に該当するものである。

(6) ②の情報に該当するとして非公開とした情報のうち、地価調査基準地は、複数存在するため、補償金額算定の根拠としてどれを採用したかは、誰でも知りうる情報とは考えられない。仮に、当該情報を公開すると、収用対象土地の補償金額が類推され、個人の所得及び財産状況が明らかになると考えられる。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を

基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

石川県収用委員会の犀川辰巳治水ダム建設事業第1号事件に係る審理を記録した文書である。

3 非公開情報該当性について

本件処分は、①事件の対象となる土地の所在（字及び地番）、②補償金額及び補償金額算定の根拠及び③土地所有者及び関係人並びに代理人等の事件に関する者の氏名の3点の情報について、いずれも条例第7条第2号に該当するとして非公開としたもので、異議申立人は、非公開とされた部分のうち、②の情報について公開されるべきとして、本件処分の一部取消しを求めていると認められる。

(1) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とし、非公開の例外として、ただし書イからハまでを挙げている。

収用委員会の審理に関する情報は、同号ただし書ロ及びハに該当しないと考えられるので、個人情報該当性及びただし書イの該当性について検討する。

(2) 法に基づく審理の公開及び裁決申請書の縦覧と情報公開制度との関連について

異議申立人は、公開で行われた審理の議事録は全面的に公開されるべきであると主張しているが、審理の公開は審理の公正を確保するために実施されるものであり、その限度を超えて個人に関する情報が一般に公開されるべきものであるとは認められず、条例の規定による公開請求に対する判断にあたっては、このような法の趣旨等とは別に、条例第7条各号の規定に基づいて判断すべきものである。

また、異議申立人は、裁決申請書が縦覧されれば、そこに記載されている情報は、誰でも知ることができるもので、本来、全面的に公開されるべきであると述べているが、裁決申請書の縦覧は、権利者の保護を図ることを目的に、法第42条第2項により一定期間実施されるものであり、限られた期間、方法においてのみ公にされるものであるので、裁決申請書の記載事項は、現在、何人も知りうる情報とはいえず、また、公にすることが予定されている情報ともいえない。

このようなことから、法に基づき審理が公開で行われ、また、裁決申請書が縦覧されたとしても、このことのみをもって、その情報が条例第7条第2号ただし書イに該当するとはいえない。

(3) 条例第7条第2号該当性について

当審査会において本件公文書を見分したところ、実施機関が非公開とした②の情報は、次のア及びイに掲げる情報であり、それぞれ区分して該当性を検討した。

ア 補償金額

(ア) 収用の対象となった土地（以下「収用対象土地」という。）の単価及び土地代金

この情報自体においては特定の個人を識別できないが、収用対象土地について平成20年8月21日付け金沢市公報第2597号により、法に基づく採決の申請があった旨が公告され、「収用しようとする土地の所在、地番及び地目」は、現在、何人も知りうる情報であるため、当該情報を公にすると、不動産登記簿等の公になっている情報と照合することにより収用対象土地の所有者を知ることができ、特定の個人に支払われる予定の、土地の買収に関する当該個人の具体的な収入が明らかとなることから、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるので、個人情報に該当する。

県が行う公共事業に必要な土地等の取得に伴う損失補償は、「石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う損失補償基準」（昭和52年訓令第2号。以下「損失補償基準」という。）第8条で、正常な取引価格をもって補償するものと規定され、第9条では、正常な取引価格は、近傍類地の取引価格を「基準」とし、土地価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定すると規定され、第10条で、地価公示法（昭和44年法律第49号）第2条第1項の都市計画区域内の土地を取得する場合において、正常な取引価格を決定するときは、同法第6条の規定により公示された標準地の価格を「規準」としなければならない、と規定されている。

これによると、土地に対する損失補償額については、一般人が通常入手し得る情報からおおよその見当をつけることができる金額である可能性はある。

しかし、収用対象土地は、不動産登記簿上の地目はいずれも山林及び原野であり、近傍に同様な現況の地価公示標準地がなく、本件審理に係る事業に関する買収以外の取引事例も稀であると思われる場所である。

このようなことから、損失補償に係る収用対象土地の単価及び代金は、一般に知りうる情報とはいえない。

また、このような買収価格に関する情報については、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、ただし書イに該当しない。

(イ) 収用対象土地の立木の取得補償金額及び各人の補償金額集計額

この情報自体においては特定の個人を識別できないが、特定個人の土地買収に伴う立木の損失補償に係る収入であり、これを公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるので、個人情報に該当する。

上記(ア)のとおり、収用対象土地の所在は、何人も知りうる情報ではあるが、特定の土地にある立木の数量等は、一般に知りうる情報とは考えられず、また、このような買収価格に関する情報については、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、ただし書イに該当しない。

イ 補償金額算定の根拠

(ア) 土地評価に際しての標準地の所在、土地評価に際しての標準地の評価に用いた地価調査基準地の所在、土地評価に際しての標準地の評価に用いた取引事例地の所在及び土地単価との比較参考としての任意契約による買収地の所在

土地評価に際しての標準地、標準地の評価に用いた地価調査基準地及び取引事例地並びに任意契約による買収地の所在は、不動産登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別できる情報である。

また、標準地、取引事例地及び任意契約による買収地の所在については、一般に

公開されるものではなく、地価調査基準地については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条に基づき、都道府県知事が選定し周知を図るものであるが、地価調査基準地は複数存在するため、本件公文書1に記載のものが、そのうちのどの地点であるかは、一般に知りうる情報ではないので、公にされ、又は、公にすることが予定されている情報とはいえ、仮にこれを公にすると、収用対象土地の補償金額が類推され、個人の所得及び財産状況が明らかになると考えられる、との実施機関の主張は否定できない。

なお、本件公文書2の58ページには、「金沢市〇〇〇の地価公示価格」と記載されているが、当審査会で本件公文書2を見分したところ、当該地は地価公示法に基づく地価公示標準地ではなく、地価調査基準地であった。

(イ) 土地評価に際しての標準地の価格

標準地の価格については、石川県土木部所管用地事務取扱規程（昭和52年訓令第1号）第7条では、「土地を取得する場合には、標準地を選定し、当該標準地に係る土地評価調査等の書類を作成した上で当該標準地の価格を決定する」と規定されており、本件公文書2の58ページでは、標準地の評価は、「起業地周辺の取引事例等から、事情補正や時点修正等の価格形成要因を比較して得られた価格を算定」して決定したと記載されている。

当該情報は、特定の個人を識別できる情報ではなく、また、直接に個人の収入等を表すものではないが、これを公にすると、評価の基礎として使用された取引事例における価格が推測され、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。

また、当該情報は、公にされ、又は公にされることが予定されている情報とはいえ、ただし書イに該当しない。

(ウ) 土地単価との比較参考としての任意契約による買収価格

任意契約による買収地は、いずれも収用対象土地に隣接するもので、これを公にすると、特定個人の土地の買収に係る収入が明らかになり、当該情報自体からは特定の個人が識別できなくとも、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるので、個人情報に該当する。

また、このような買収価格に関する情報については、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、ただし書イに該当しない。

(エ) 収用対象土地の立木の比較参考としての伐採補償による補償金額

この情報は、立木を土地所有者が伐採すると仮定した場合の損失補償金額を示すものであるが、上記アの(イ)のとおり、立木の補償金額は個人情報に該当し、収用対象土地の立木について、一般にその数量等を推測できるものではなく、また、このような情報については、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、ただし書イに該当しない。

(オ) 土地所有者が損失補償に関して発言した土地の単価及び土地代金

本件情報は、土地所有者が意見陳述において、起業者から過去に提示を受けたとして述べた土地代金に関するものである。

当該情報自体からは直接特定の個人を識別できないが、これを公にすると、収用対象土地の補償価格が類推され、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるので、個人情報に該当する。

また、このような情報は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、ただし書イに該当しない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

別記

- 1 犀川辰巳治水ダム建設事業第1号事件および第2号事件 第1回審理（本件公文書1）
- 2 犀川辰巳治水ダム建設事業第1号事件 第2回審理（本件公文書2）
- 3 犀川辰巳治水ダム建設事業第1号事件 第3回審理（本件公文書3）
- 4 犀川辰巳治水ダム建設事業第1号事件 第4回審理（本件公文書4）
- 5 犀川辰巳治水ダム建設事業第1号事件のうち、下記の21名の土地所有者についての審理（下記省略）（本件公文書5）

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22 年 9 月 10 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 6 3 号)
平成 22 年 11 月 8 日	○実施機関 (収用委員会) から理由説明書を受理した。
平成 22 年 11 月 29 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 23 年 4 月 27 日 (第 212 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 5 月 26 日 (第 213 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 6 月 30 日 (第 214 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 7 月 26 日 (第 215 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 23 年 8 月 25 日 (第 216 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 9 月 16 日 (第 217 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 10 月 20 日 (第 218 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 11 月 22 日 (第 219 回審査会)	○事案の審議を行った。